

# 平成 27 年度 甲賀市一般廃棄物処理実施計画

## 目 次

### I ごみ処理実施計画

1 計画の目的	1
2 処理計画区域及び実施期間	1
3 ごみの分別区分	2
4 一般廃棄物の発生量の見込み	2
5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	3
6 排出抑制の方策	12
7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	14

### II 生活排水処理実施計画

1 計画の目的	16
2 処理計画区域及び実施期間	17
3 処理対象物	17
4 し尿等の処理量の見込み	17
5 し尿等の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	17
6 排出抑制の方策	19
7 その他し尿等の処理に関し必要な事項	19



# I ごみ処理実施計画

## 1 計画の目的

甲賀市一般廃棄物処理基本計画に定めた、基本理念、基本目標、基本方針を達成するために、平成27年度におけるごみ処理実施計画を定めるものである。

### 『本計画における基本理念』

- 天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政がパートナーシップで取り組むまち
- 地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活せるまち
- 多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- 処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されているまち

### 『本計画における基本目標』

『天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ』

### 『本計画における基本方針』

- 方針1 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進
- 方針2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

## 2 処理計画区域及び実施期間

- (1) 処理計画区域：甲賀市内全域
- (2) 実 施 期 間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

### 3 ごみの分別区分

ごみの分別区分を表1に示す。

表1 ごみの分別区分

分別区分			ごみの種類
資源ごみ	古紙類	新聞	新聞紙（折込、広告・チラシ含む）
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	識別マークが付いているもの
		その他紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、封筒、コピー用紙、その他紙製容器 包装の識別マークが付いているもの
資源ごみ	生ごみ		生ごみ
	廃プラスチック類		ボトル、袋、容器等その他プラスチック製容器包装の識別マークが 付いているもの、日用品等
	ペットボトル		ペットボトルの識別マークが付いているもの
	発泡スチロール		発泡スチロール、トレー P Sの識別マークが付いているもの
	缶	空き缶	飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
		スプレー缶	ヘアスプレー、防虫スプレー、カセットボンベ等
	びん	無色	酢、めんつゆなどのびん
		茶色	ドリンクびん
		その他の色	調味料のびん等食用の物が入っていたびん
燃えるごみ	廃食油		天ぷら油、食用油
	家電4品目		エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯・乾燥機
燃えないごみ			紙くず、割りばし、アルミホイル、衣類、かばん、くつ、ゴム製品、 ラップ類等
粗大ごみ	埋立	埋立	化粧びん、陶磁器類、カミソリ、カッターナイフ、ガラス、釘、針、鏡 等
		金属	なべ、やかん、きり、包丁、針金製のハンガー、傘の骨組み等
		小型電気製品	電気シェーバー、電子体温計、アイロン、CD・MDプレイヤー、 電気コード等
		ライター	
有害	燃える		布団、じゅうたん、タンス等
	燃えない		ストーブ、スチール家具、電子レンジ等
有害	蛍光管・電球		電球、豆球、グロー球、蛍光管
	乾電池		乾電池

### 4 一般廃棄物の発生量の見込み

ごみの発生量の見込みを表2に示す。

表2 ごみの発生量（見込み）

項目	発生量 (t)
収集ごみ（家庭系）	18, 017
燃えるごみ	12, 413
燃えないごみ	584
資源ごみ	4, 738
有害ごみ	24
粗大ごみ	258
許可収集（事業系、燃えるごみ）	7, 821
直接搬入ごみ（燃えるごみ）	3, 264
家庭系	1, 068
事業系	2, 196
合計	29, 102

## 5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

### (1)家庭系ごみの収集・運搬

#### ①収集・運搬方法：集積所方式及び戸別収集方式

民間業者に委託し、計画日程地域のごみ集積所に排出された「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」と個別に収集申し込みのあった「粗大ごみ」を収集し、中間処理委託先業者まで運搬する。

#### ②排出方法等：表3に示す。

#### ③収集・運搬回数：表4に示す。

#### ④収集・運搬委託業者：表4に示す。

#### ⑤収集・運搬地区：甲賀市内全域とし、市内を表5に示すとおり分割し、収集する。

表3 ごみの排出方法等

分別区分			排出方法	排出容器
資源ごみ	古紙類	新聞	ひもで縛る。	—
		ダンボール	ひもで縛る。	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす。ひもで縛る。	—
		その他紙	ひもで縛る。	—
	生ごみ		生ごみと種堆肥をサンドイッチ状にする。	集積所の専用回収容器
	廃プラスチック類		水洗いする。(汚れのあるもの)	プラスチック専用指定袋
	ペットボトル		水洗いする。 キャップ、ラベルをはずす。	集積所の網袋
	発泡スチロール		水洗いする。(食品トレー)	集積所の網袋
	缶	空き缶	水洗いする。	集積所のコンテナ又は網袋
		スプレー缶	穴を開ける。	集積所のコンテナ又は網袋
びん	無色	無色	水洗いする。	集積所のコンテナ
		茶色	水洗いする。	集積所のコンテナ
		その他の色	水洗いする。	集積所のコンテナ
	廃食油		—	無色透明のペットボトル
燃えるごみ	家電 4 品目		①販売店に引き取りを依頼する。 ②指定引取場所に自ら持ち込む。 ③市に収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に家電リサイクル券を、③の場合は、事前に家電リサイクル券及び収集運搬券を購入する。	
	燃えるごみ		—	燃えるごみ指定袋
燃えないごみ	埋立	埋立	—	集積所のコンテナ
		金属	—	集積所のコンテナ
	小型電気製品	小型電気製品	電球、電池、燃料は抜く	集積所のコンテナ
		ライター	—	集積所のコンテナ
粗大ごみ	燃える	燃える	①甲賀広域行政組合衛生センターに直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に粗大ごみ処理券を購入する。	
		燃えない	①不燃物処理場に直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ※①、②供に事前に粗大ごみ処理券を購入する。	
有害	蛍光管・電球		—	集積所のコンテナ
	乾電池		—	集積所のコンテナ

表4 収集・運搬回数、収集・運搬委託業者

分別区分			収集方式	収集回数	収集・運搬委託業者※						
					水口	土山	甲賀	甲南	信楽		
資源ごみ	古紙類	新聞	集積所方式	月1回	水	ヒ	日	日	水		
		ダンボール			水	ヒ	日	日	水		
		紙パック			水	ヒ	日	日	水		
		その他紙			水	ヒ	日	日	水		
	生ごみ			週2回	水	ヒ	日	日	水		
	廃プラスチック類			週1回	水	ヒ	日	日	水		
	ペットボトル			月1回	水	ヒ	日	日	水		
	発泡スチロール				水	ヒ	日	日	水		
	缶	空き缶			水	ヒ	日	日	水		
		スプレー缶			水	ヒ	日	日	水		
	びん	無色			水	ヒ	日	日	水		
		茶色			水	ヒ	日	日	水		
		その他の色			水	ヒ	日	日	水		
	廃食油				水	ヒ	日	日	水		
	家電4品目		戸別収集方式	隨時	水	ヒ	日	日	水		
燃えないごみ	燃えるごみ		集積所方式	週2回	水	ヒ	日	日	水		
		埋立		月1回	水	ヒ	日	日	水		
		金属			水	ヒ	日	日	水		
		小型電気製品			水	ヒ	日	日	水		
		ライター			水	ヒ	日	日	水		
粗大ごみ		燃える	戸別収集方式	随时	水	ヒ	日	日	水		
		燃えない			水	ヒ	日	日	水		
有害	蛍光管・電球		集積所方式	月1回	水	ヒ	日	日	水		
	乾電池				水	ヒ	日	日	水		

※収集・運搬委託業者記号

水・・・㈱水口テクノス ヒ・・・㈱ヒロセ 日・・・㈱日映日野

表5 収集・運搬地区

地域	地区割数	地区名
水口町	6	水口地区 岩上地区 柏木地区 綾野地区 貴生川地区 伴谷地区
土山町	3	鮎河・山内学区 土山学区 大野学区
甲賀町	2	油日・大原学区 佐山学区
甲南町	2	第一・第三・中部学区 第二・希望ヶ丘学区
信楽町	3	長野・西・江田・神山 田代・畠 雲井学区・小原学区・朝宮学区・多羅尾学区

## (2) 事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、事業者自らが責任を持ち処理・処分を行うものとする。共同住宅等の管理者、経営者に関しても住宅賃貸業であることから、同様に排出者責任があり、共同住宅から排出される廃棄物は事業系として適正に処理することを原則とする。

事業者は、排出抑制・資源化に努め排出量の削減に努める。

①収集・運搬方法：事業者が自ら処理施設にごみを持ち込む（甲賀市不燃物処理場を除く）か、許可業者に委託する。現在の収集体制は、今後予想される市内の事業系一般廃棄物排出量を収集し得る能力を有しております、また、これまでも収集運搬業務を支障なく行っていることから、新規に許可業者を参入させる必要はなく、平成27年度の許可業者は既に許可を受けている23業者とする。

②排出方法：表3中の排出方法に準じて分別し、資源化を図る。

### (3) 市が収集及び受け付けしないごみ

処理困難物、建築設備品、産業廃棄物、在宅医療廃棄物は収集及び受付しない。

○処理困難物：ガスボンベ、タイヤ、ホイール、バイク、農機具類、草刈機、バッテリー、ピアノ、チェーンソー、劇薬、ペンキ、消火器、耐火金庫、農薬、ボタン電池など

○建築設備品：(業者が解体又は運搬したもの) 風呂釜、流し台、給湯器(ボイラー) 太陽熱温水器、浴槽など

○産業廃棄物：農業用資材(肥料袋、あぜシート等)、建築廃材など

○在宅医療廃棄物：注射針、注射器、点滴パック(チューブ・針)など感染性があると思われるもの

### (4) 家庭系ごみの処理

①処理方法：表6に示す。

②処理委託先：組合及び処理委託事業者を表7に示す。

③処理量：推定量を表7に示す。

表6 処理方法

分別区分		処理方法
資源ごみ	古紙類	新聞 ダンボール 紙パック その他紙
		再生事業者に売却する。
		生ごみ
		民間事業者に委託し、種堆肥にリサイクルする。
	廃プラスチック類	民間事業者に委託し、固形燃料にリサイクルする。
		ペットボトル
	発泡スチロール	圧縮・梱包処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルする。
		減容処理を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルする。
	缶	空き缶
		選別処理、圧縮処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルする。 スプレー缶
	びん	無色
		茶色
		その他の色
	廃食油	
	民間事業者に委託し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルする。	
	家電4品目	
	家電リサイクル法に基づきリサイクルする。	
燃えるごみ		甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理する。
燃えないごみ	埋立	
		民間事業者に委託し、破碎、選別処理後、リサイクル又は埋立処分を行う。
粗大ごみ	燃える	民間事業者に委託、又は甲賀広域行政組合衛生センターで破碎後、焼却処理する。
		民間事業者に委託し、破碎、選別処理を行う。
有害	蛍光管・電球	専門の処理業者に委託し、リサイクルする。
	乾電池	専門の処理業者に委託し、リサイクルする。

表7 処理委託先・推定処理量

分別区分				処理委託業者・組合、売却先	処理量 (t)		
資源ごみ	古紙類	新聞	売却	黒田紙業(株)	1, 040		
		ダンボール	売却	黒田紙業(株)			
		紙パック	売却	黒田紙業(株)			
		その他紙	売却	黒田紙業(株)			
	生ごみ		処理	(株)水口テクノス	1, 506		
	廃プラスチック類			処理	689		
				売却			
	ペットボトル			処理	161		
				売却			
	発泡スチロール			処理	22		
				売却			
	缶	空き缶	処理	旧町域ごとに異なる※	195		
			売却	巖本金属(株)			
		スプレー缶	処理	旧町域ごとに異なる※			
			売却	巖本金属(株)			
	びん	無色	売却	(株)東洋カレット	594		
		茶色	売却				
		その他の色	売却				
	廃食油		処理	(株)水口テクノス	25		
			売却	(株)水口テクノス			
家電4品目				家電リサイクル法に基づくリサイクルルート	12		
燃えるごみ				甲賀広域行政組合	13, 201		
燃えないごみ	埋立		旧町域ごとに異なる※		601		
	金属		旧町域ごとに異なる※				
	小型電気製品		旧町域ごとに異なる※				
	ライター		旧町域ごとに異なる※				
粗大ごみ	燃える	直接搬入	甲賀広域行政組合		254		
		戸別収集	旧町域ごとに異なる※				
	燃えない	旧町域ごとに異なる※					
有害	蛍光管・電球		(株)日映興業		22		
	乾電池		(株)日映興業				
合 計				—	18, 768		

※旧町域ごとに異なる廃棄物の処理施設

旧町域	処理委託業者、売却先
旧水口町区域	(株)水口テクノス
旧土山町区域	(株)ヒロセ
旧甲賀町区域	(株)ヒロセ
旧甲南町区域	(株)ヒロセ
旧信楽町区域	(株)水口テクノス

④処理施設：表8に概要を示す。

表8 処理施設の概要

【組合の処理施設】

項目	所在地	型式	能力
ごみ焼却施設	甲賀広域行政組合衛生センター 水口町水口 6677 番地	流動床式	150t/日

【市の保管施設】

項目	所在地	処理形態	能力
不燃物処理場（保管）	甲賀市 水口町水口 6503 番地 1	保管	—
	甲賀市 土山町南土山甲 976 番地 1	保管	—
	甲賀市 甲賀町上野 127 番地	保管	—
	甲賀市 甲南町竜法師 1806 番地	保管	—
	甲賀市 信楽町長野 1423 番地 8	保管	—

※個人情報を含む小型家電及びライターは各市民センターで保管

【民間の処理施設】

分別区分	名称 所在地
燃えないごみ 粗大ごみ 缶	水口テクノスリサイクルセンター 水口町松尾 362-22
	ヒロセリサイクルセンター 水口町八田 886-6
生ごみ	水口テクノスリサイクルセンター 水口町松尾 362-22
ペットボトル	ヒロセリサイクルセンター 水口町八田 886-6
発泡スチロール	ヒロセリサイクルセンター 水口町八田 886-6
廃プラスチック類	水口テクノスリサイクルセンター 水口町松尾 362-22
古紙類	黒田紙業 水口町松尾 502-8
廃食油	水口テクノスリサイクルセンター 水口町松尾 362-22
有害廃棄物	野村興産イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺蘂町字富士見 217-1
びん類	東洋カレット 湖南市岩根 136-82

## 【民間の保管施設】

項目	所在地	処理形態	能力
エコステーション	甲賀市 水口町伴中山 236 番地 1	保管	—
	甲賀市 甲南町野尻 460 番地 17	保管	—
	甲賀市 信楽町勅旨 1982 番地 1	保管	—

## (5) 事業系ごみの処分

事業系ごみの処分は、排出事業者が責任を持って行うものとする。その処分先については、可燃ごみは甲賀広域行政組合衛生センターとし、不燃ごみについては当市の許可を受けた業者とする。市内で処分することができない廃棄物の場合は、処分可能な業者の所在する市町村及び当市と、廃掃法に基づき十分に調整を図るものとする。処分業の許可については、原則として新たな許可は行わないものとする。ただし、廃掃法及び各種リサイクル法の趣旨に鑑み、既存許可業者の処分方法以外の方法で、なお且つ、より高度な処分が行われ、当市の行政運営上必要があると認められる場合についてはこの限りではない。

## (6) 最終処分

①処分方法：表 9 に示す。

②処 分 場：甲賀市最終処分場及び広域最終処分場を表 10 に示す。

③処 分 量：表 10 に示す。

表 9 処分方法

処分対象物	処分方法
焼却残渣	埋立処分
不燃残渣	埋立処分

表 10 処分場の概要

## 【甲賀市最終処分場】

項目	所在地	型式	能力	処分量
最終処分場	甲賀市信楽不燃物処理場 信楽町長野 1423 番地 8	管理型	38,500m <sup>3</sup>	74t

## 【広域最終処分場】

項目	所在地	型式	能力	処分量
最終処分場	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市、神戸市他	管理型	76,000 千m <sup>3</sup>	焼却残渣 2,701t 不燃残渣 327t

## 6 排出抑制の方策

### 取組1 教育、啓発活動の充実

#### ① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にする心を育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進する。

#### ② 学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設ける。

#### ③ 情報提供

市民や事業者に、率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供する。

#### ④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにする。

#### ⑤ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底する。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進する。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援する。

### 取組2 手数料の見直し

ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために手数料の見直しを検討する。

また、粗大ごみに関しては、収集・運搬、処理・処分の難易性等を考慮し、品目毎に料金を設定するなどの検討を行う。

### **取組3 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底**

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行う。

### **取組4 共同住宅管理者などへの指導**

共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物は事業系ごみと同様に収集・運搬、処理・処分を自らの責任で行うよう指導する。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導する。

### **取組5 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制**

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。

### **取組6 グリーン購入の推進**

市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図る。

### **取組7 バイオマス※の発生抑制・資源化**

【※バイオマス:生ごみ、草・木等】

① 生ごみ堆肥化循環システムの利用促進と余剰堆肥の有効活用の検討

生ごみ堆肥化循環システムの参加世帯数が増加するよう、市民への普及・啓発を進める。また、余剰堆肥が発生する場合の有効活用方法について検討する。

② 草木の有効利用※

県、民間の研究機関、リサイクル事業者と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマス利活用について調査・研究する。

【※草木の有効利用:発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等】

## **取組8 廃食油の資源化**

本市では廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化しており、ごみ収集車やリサイクル施設の燃料として活用している。今後も事業の継続と拡大を図る。

## **7 その他一般廃棄物の処理に關し必要な事項**

### **(1) 事業者の協力**

#### **① 発生源における排出抑制**

事業者は、排出者責任や生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進する。

事業者は、市が実施している生ごみ堆肥化循環システムをモデルとして、地域におけるリサイクル事業者を活用して、生ごみの資源化事業を推進する。

#### **② 過剰包装の自粛**

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進する。

#### **③ 流通包装廃棄物の抑制**

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制する。

#### **④ 使い捨て容器の使用抑制**

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築する。

#### **⑤ 製品の長寿命化**

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行う。

#### **⑥ 店頭回収等の実施**

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用する。

## ⑦ 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進する。

### (2) 災害対策

#### ① 処理体制の維持

市民環境部環境班が中心となって被災時の情報収集、実施計画の作成、処理の適正化、処理体制の構築を推進する。

障害物の除去、廃棄物の処理及び清掃は、衛生センター及び環境班が行う。

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分を行う。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速に衛生的な生活環境の確保を図る。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努める。

#### ② 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行う。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援する。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行う。災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努める。

#### ③ 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図る。

#### ④ 仮置場の確保

公有地の利用及び民有地を借り上げる方法により、仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行う。

### (3) 不法投棄対策

#### ① 土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請する。

柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかける。

#### ② 監視体制の強化

甲賀市不法投棄監視員、ボランティア及び市職員によるパトロール、監視体制の整備を推進する。

#### ③ 住民、各種団体との連携

市民、NPO等と連携した地域美化、清掃活動を推進する。

市民、NPO、郵便局、新聞販売店、宅配事業者、JA、河川保全・美化団体、森林組合、警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境づくりを強化する。

#### ④ 回収体制の強化

民間委託による環境美化推進委託業務の一環として、不法投棄物の迅速な回収を行う。

## II 生活排水処理実施計画

### 1 計画の目的

甲賀市一般廃棄物処理基本計画に定めた、基本目標、基本方針を達成するために、平成27年度における生活排水処理実施計画を定めるものである。

#### 『本計画における基本目標』

『良好な水環境を維持し、自然共生型社会の構築を目指す』

#### 『本計画における基本方針』

- 計画的な公共下水道整備事業の推進
- 農業集落排水事業の推進
- 公共下水道整備計画等との連携を図った合併処理浄化槽の普及促進

## 2 処理計画区域及び実施期間

(1) 处理計画区域：甲賀市内全域

(2) 実施期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

## 3 処理対象物

処理対象物を表1に示す。

表1 処理対象物

項目	内容
し尿	し尿
汚泥	浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥

## 4 し尿等の処理量の見込み

し尿等の処理量の見込みを表2に示す。

表2 し尿等の処理量（見込み）

項目	処理量 (kL)
し尿	8, 355
汚泥	20, 898
合計	29, 253

## 5 し尿等の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

### (1) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

① 収集・運搬方法：し尿は、甲賀広域行政組合が民間事業者に委託して収集する。

浄化槽汚泥は、市が許可した収集業者に市民が直接依頼して収集する。

農業集落排水施設の汚泥は、市が民間事業者に委託して収集する。

②収集・運搬業者：表3に示す。

表3 収集・運搬業者

項目	収集・運搬業者
し尿	(株)日映日野、(株)水口テクノス、(株)ヒロセ
浄化槽汚泥	(株)日映日野、(株)水口テクノス、(株)ヒロセ

(2)処理

①処理方法：委託業者及び許可業者が収集した、し尿及び浄化槽汚泥は組合の衛生センター第1施設（し尿処理施設）で処理する。

②処理施設：し尿処理施設の概要を表4に示す。

表4 し尿処理施設の概要

【組合のし尿処理施設】

項目	所在地	型式	能力
し尿処理施設	甲賀広域行政組合衛生センター第1施設 水口町水口 6458番地	標準脱窒素 処理方式	96kL/日

(3)最終処分、資源化

①処分方法：中間処理後の処理水は、野洲川に放流する。

メタン発酵の際に発生する残渣は乾燥し、一部を肥料として農地還元する。メタンガスは汚泥乾燥用の燃料等として利用する。

し渣及び乾燥汚泥は焼却処理し、焼却残渣は最終処分場で埋立処分する。

②最終処分：最終処分場を表5に示す。

表5 最終処分場の概要

【広域処分場】

項目	所在地	型式	能力
最終処分場	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市、神戸市他	管理型	76,000千m <sup>3</sup>

## 6 排出抑制の方策

単独処理浄化槽※、し尿汲み取り便槽を使用している世帯に対して、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽※の利用を促進する。

【※本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示す。】

## 7 その他し尿等の処理に關し必要な事項

### (1)住民に対する広報・啓発

#### ① 広報・啓発

広報・啓発用のチラシ、ケーブルテレビ（市行政情報番組）、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信する。

また、自治会等と連携を図り、汚濁負荷の軽減について家庭・地域でできる対策について周知を図る。

#### ② イベントの開催

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした講演会、シンポジウム、河川、水辺などにおける体験型のイベントの開催及び側溝、河川清掃等を介して、意識の高揚を図る。

#### ③ 体験型学習会の開催

施設の見学会・学習会等を行い、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やす。

#### ④ 処理槽の適正管理

合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を使用している世帯に対して、処理槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう指導する。

### (2)地域に関する諸計画との関係

本計画は、本市の総合計画、下水道計画、農業集落排水施設整備計画、合併処理浄化槽整備計画、甲賀広域行政組合の生活排水処理基本計画等の上位計画及び、国・県等の関連計画等とも整合を図る。これらの計画の変更に併せて必要に応じ見直しする。